

鳥取県告示第707号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
山陰債権回収株式会社
- 2 委託した貸付金の元利償還金
昭和56年10月24日受商指第401号により貸し付けた中小企業高度化資金（平成2年度に償還すべき元金に限る。）
- 3 委託期間
平成24年10月1日から平成25年3月31日まで